

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>只今より、第247回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には湯山地区の柴田委員と、神和地区の福田委員のお二人をお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第10号までの10件の議案が提出されておりますので、御審議のほど、よろしく、お願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号から第3号までを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
伊賀上大輔次長	<p>それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。</p> <p>令和6年3月26日から令和6年4月25日までに専決処理した案件は4条届出8件、5条届出が17件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、農地法により、令和2年4月10日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>2番、本件は、強化促進法により、令和3年4月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が他の就農者へ売却するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>3番、本件は、強化促進法により、令和3年4月1日に設定された賃借権ござ</p>

	<p>います。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が他の就農者へ売却するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>4番から7番は、同一事由の案件でございますので併せて御説明いたします。本件は強化促進法により、令和5年5月1日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>8番、本件は、強化促進法により、令和2年6月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が他の就農者へ貸すとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>9番、本件は、強化促進法により、令和5年3月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が他の就農者へ売却するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
伊賀上大輔次長	<p>恐れ入りますが、議案書の修正をお願いいたします。</p> <p>議案書7ページの左から4列目、譲受人の欄の6段目に株式会社住清興業と記載</p>

されていますが印刷ミスでございますので削除をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

お手元に審査基準1号から6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。

まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件4件を、一括にてご説明いたします。

7ページの3番と4番、8ページの11番、9ページの12番の譲受人は新規農業者でございます。

この度、申請地を取得及び、借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

1番、譲受人は、農地約90アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2番、譲受人は、農地約30アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5番、譲受人は、農地約15アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6番、譲受人は、農地約66アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は、農地約61アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、9番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、農地約41アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、譲受人は、農地約66アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13番、譲受人は、農地約83アールを耕作する農家でございます。

	<p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>14番、譲受人は、農地約82アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>新規農業の案件が、3番、4番、11番、12番の4件であります。</p> <p>3番は所在地が久谷地区でありますので、東村推進委員から説明をお願いします。</p>
東村俊之推進委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、久谷地区にお住まいで、この度、申請地を借受け、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>幼少期より家族の営農を手伝っていたため経験があり、令和5年4月から1年間、花卉の研修を受けるなど、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議、よろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>4番は所在地が久谷地区でありますので、藤岡委員から説明をお願いします。</p>
藤岡正勝委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、久谷地区にお住まいで、この度、自宅近くの申請地を取得し、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>若い時から実家の後継者である兄の農地で農作業を手伝っており、栽培経験のある果樹を栽培するとのこと。また農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議、よろしくお願いいたします。</p>

寺井克之会長	<p>続きまして、11番と12番は所在地が河野地区でありますので、竹田委員から併せて説明をお願いします。</p>
竹田和司委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありました11番の案件について、本件譲受人は、河野地区の農地を取得し、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありました12番の案件について、本件譲受人は、河野地区の農地を取得し、新規就農をお考えであります。</p> <p>父親からの指導を受けて経験を積みたいと農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地33アールを耕作する農業者です。以前より近隣の住民</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>や事業者の従業員から駐車場として借りたいとの申し出があったことや、労力不足による農業経営の規模縮小を検討していたことなどから、この度、申請地を貸露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、伊予鉄道鷹ノ子駅から、概ね 500 メートル以内に位置することから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第 6 号、「農地法第 5 条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>山岡美明副主幹</p>	<p>恐れ入りますが議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書 11 ページです。番号 4 番の右から 1 列目の備考欄に「所有権移転」と記載しておりますが、「使用貸借権設定」の誤りでした。4 番の一番右備考欄の「所有権移転」を「使用貸借権設定」に訂正願います。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1 番、本件申請人は、土木、水道施設工事、不動産業等を行う法人です。現在、グループ会社の露天資材置場及び露天駐車場が不足しており、業務に影響が出ています。そこで、資金的な余裕のある申請人が、本申請地露天駐車場及び露天資材置場に転用し、グループ会社に貸し付けたいと申請に及んだものです。</p>

本申請地の農地区分は、松山市役所小野支所から、概ね 500 メートル以内に位置することから、第 2 種農地と判断されます。

2 番、本件受人は、両親と同居し、農地約 41 アールを耕作する農家の後継者です。今般、議案書記載の内容にて、農家住宅を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、概ね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

3 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ですが、集落に接続して設置されるものであり、例外許可事由に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、本申請は、優良農地の案件ですので、今月 27 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

4 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、概ね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

5 番、本件受人は、先程、第 4 号議案の 6 番で御審議いただいた案件の譲受人で、申請時点で、農地約 66 アールを耕作する農業者です。この度、規模拡大のため、本申請地の周辺農地約 7 アールを取得すると共に、本申請地に農業用倉庫を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、概ね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

6 番、本件受人は、土木建築業等を営む法人です。現在借りている土地を返還しなければならなくなったことから、本申請地を露天駐車場及び露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。

本申請地の農地区分は、松山市役所北条支所河野出張所から、概ね 500 メートル以内に位置することから、第 2 種農地と判断されます。

以上でございます。

寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>なお、3番は優良農地の案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p>
寺井克之会長	<p>次に、議案第7号、「令和6年度 第2号農用地利用集積計画」について議題とします。</p>
寺井克之会長	<p>ご審議をいただく前に、お願いがございます。</p> <p>本日、御出席いただいております委員さんが譲受人の案件がございます。</p> <p>法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままですと、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
越智徹主査	<p>説明に入る前に、前回総会分で申請の取り下げがありましたので、お知らせします。</p>

第 246 回総会 議案第 7 号 23 番は、譲渡人が公告日前に死亡した為、無効議案となりましたので、訂正をお願いします。

また、本日の議案について御説明をさせていただきます前に、訂正をお願いします。19 ページの議案番号 31 の譲受人欄に「株式会社住清興業」の記載がある部分の削除をお願いします。

それでは、御説明させていただきます。本日の案件 35 件の内、使用貸借権の設定は 43 筆、賃借権が 26 筆、所有権移転が 11 筆で、設定総面積は 73,000 平方メートルです。

その内訳は、新規が 14 筆、更新が 50 筆、再設定が 5 筆、売買が 11 筆、となっています。

ここで設定欄の「更新」は既存契約の継続となったものであり、また「再設定」は更新までに 1 年以上経過した後に更新を行ったものとなり、前回と内容に変更が無い場合は、議案書に記載のとおりとして説明を割愛させていただきますので御了承願います。新規案件について、案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきますので、速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。

13 ページ番号 8 の譲受人は、約 133 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

15 ページから 16 ページにかけての番号 15 の譲受人は、約 27 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

17 ページから 18 ページにかけての番号 23 番号 24 の譲受人は、約 102 アールを耕作する農業者で、新たに賃貸借と使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

18 ページの番号 26 の譲受人は、約 270 アールを耕作する農業者で、新たに賃貸借を設定し、経営規模を拡大するとしています。

19 ページからは所有権移転になりますので譲受人単位で説明させていただきます。

番号 29 の譲受人は、約 286 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号 30 番号 32 の譲受人は、約 243 アールを耕作する農業者で、畑と樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号 31 の譲受人は、約 270 アールを耕作する農業者で、田と樹園地を売買により

	<p>取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 33 の譲受人は、約 162 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 34 の譲受人は、約 846 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>20 ページの番号 35 の譲受人は、約 54 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、松山市の公告日は、令和 6 年 5 月 17 日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に、議案第 8 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
越智徹主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定</p>

	<p>により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>これは税務署の制度ではありますが、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項等3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」の交付を行うこととなっていますことから、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に、議案第9号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
伊賀上大輔次長	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>令和6年3月26日から、令和6年4月25日までに、専決処理した案件は31件で、</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>届出内容は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を、交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>最後に、議案第10号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の『農地』に該当するか否かの判断について」議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>越智徹主査</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日御審議いただく案件は、久谷地区の案件でございます。</p> <p>私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。</p> <p>令和6年4月17日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。</p> <p>対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。</p>

	<p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。</p> <p>現地調査については、令和6年4月17日に所在地である久谷地区の池田友邦委員と藤岡正勝委員、石原廣紀推進委員に事務局職員も同行し実施しました。</p> <p>2ページは、対象地を記載した地図の位置図です。</p> <p>3～6ページは、登記簿の写しです。</p> <p>7ページは、公図の写しです。</p> <p>8～11ページは、対象地を撮影した写真です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員さんから補足説明をお願いします。</p> <p>1番は、所在地が久谷地区でありますので、藤岡委員さんから説明をお願いします。</p>
藤岡正勝委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和6年4月17日に、私と池田友邦委員、石原廣紀推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は久谷地区で、申し出のあった土地は、東方町乙491番2、東方町乙492番2です。</p> <p>元々は、柑橘を栽培していた樹園地でしたが、急斜面で面積が広い一方、園地内は農機具や自動車が入るように整備されておらず、また、労働不足等により、約40年前から荒廃化が進み、現在は雑木等が繁茂して山林と一体化している状態でした。</p> <p>そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について全て「非農地」という判断で、御異議等ございませんか。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>以上で、本日の提出議案 10 件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>
<p>越智徹主査</p>	<p>次回の総会の日程についてです。</p> <p>全体総会となります第 248 回総会は、先に皆様にご案内しておりますように、5 月 27 日 月曜日 午後 2 時から、本庁 11 階大会議室で開催いたしますので、御出席のほどよろしく願いいたします。</p> <p>なお、出欠については 5 月 17 日までに事務局まで、御報告をお願いします。</p> <p>次に、通常総会となります第 249 回総会については、6 月 10 日 月曜日 午前 10 時 30 分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしく願いいたします。</p> <p>連絡事項は、以上です。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>以上をもちまして、</p> <p>本日の第 247 回総会を閉会します。</p>
<p>渡部純三局長</p>	<p>御起立願います。礼。</p>

午前 11 時 10 分閉会